

都道府県・ 政令指定都市名	17 広島市
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成9年4月10日 根拠: 広島市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	広島市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成13年9月28日
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次広島市男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成33年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年9月28日
	施 行 日	平成13年9月28日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:
目 標 値	平成 32 年度まで	40 %	平成 年度まで	%		
根 拠	第2次広島市男女共同参画基本計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲	・法令・条例によって設置されたもの・目標は、「委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす(平成32年度 100%)」としている。					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(72)	うち女性委員を含む審議会等数(69)		
			延総委員等数(1,250)	延女性委員等数(371)	女性比率(29.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(72)	うち女性委員を含む審議会等数(69)		
			延総委員等数(1,250)	延女性委員等数(371)	女性比率(29.7)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(17)	うち女性委員を含む審議会等数(16)		
			延総委員等数(658)	延女性委員等数(170)	女性比率(25.8)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)	うち女性委員を含む審議会等数(6)		
			延総委員等数(44)	延女性委員等数(13)	女性比率(29.5)	
目標値以外の目標設定	委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす(平成32年度 100%)					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他	[]			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職							
	(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数	女性比率	(人)	うち女性数	女性比率				
		(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	比率	(E)	(F)	比率				
本庁	計	363	32	8.8	20	2	10.0	88	11	12.5	255	19	7.5
	うち一般行政職	293	26	8.9	18	2	11.1	70	8	11.4	205	16	7.8
支庁・地方事務所等	計	265	42	15.8	8	2	25.0	53	8	15.1	204	32	15.7
	うち一般行政職	172	19	11.0	8	2	25.0	36	4	11.1	128	13	10.2
全体	計	628	74	11.8	28	4	14.3	141	19	13.5	459	51	11.1
	うち一般行政職	465	45	9.7	26	4	15.4	106	12	11.3	333	29	8.7
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	33	3	9.1	1	1	100.0	4	1	25.0	28	1	3.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成30年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 昇任試験, 昇格試験. Rows include 全受験者数, 女性受験者数, 女性受験率.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 総数, うち女性数, 女性比率. Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Content includes 広島市男女共同参画推進センター and various activities.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得	○		○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○		○
	⑬	その他	○		○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1,2を除く)	○
	12	その他	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	女性と若者が輝く企業認定制度(1, 2, 4, 11)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	広島市男女共同参画推進事業者表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2	現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	広島市男女共同参画に関するアンケート調査
問17-1	公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)			

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画啓発リーフレットの発行	男女共同参画啓発リーフレットを作成し、母子健康手帳交付時に配布するほか、市内の公共施設・事業所等へ配布		3月
・ 小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成・配付	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子を作成し、市内の小学校5年生、中学校2年生に配付		7月
・ DV防止啓発リーフレット等の作成・配布	DV防止啓発リーフレット、携帯用カードを作成し、関係機関等に配布		9～11月
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組	「女性に対する暴力をなくす運動」における建物のパープルライトアップの実施及び女性団体と連携した啓発物品の街頭配布		11月
・ デートDV防止啓発リーフレットの作成・配付	デートDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校1年生に配付するほか、大学・短大・専修学校等に配架を依頼		7月
・ 男性の地域活動・家庭生活等への参画支援	男性向けの啓発冊子を作成し、保育園や子育てオープンスペースなどに配布		1月
・ 男女共同参画週間における取組	大型映像表示装置やデジタルサイネージでのコンテンツ放映、区役所等でのパネル展示		6月
2. 表彰			
・ 広島市男女共同参画推進事業者顕彰	職場における男女共同参画の促進を図るため、女性の能力発揮、職域拡大、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる事業者を公募・選考し、毎年6月に市長が表彰	平成30年度実績 一般表彰 1社 特別表彰 1社	6月
3. 講座			
・ 男女共同参画による防災等地域づくり講座	地域の自主防災会等を対象に、地域住民の防災対策における男女共同参画に関する理解を深める講座を開催		10～3月
・ DVに関する研修会	主に窓口担当職員を対象に、DVに関する研修会を開催		10月
・ 事業所等向け男女共同参画支援講座	事業所が行う男女共同参画に関する研修等に講師を派遣		随時
・ 地域団体向け男女共同参画セミナー	地域団体の代表者等を対象に、女性登用や女性のエンパワメントに関するセミナーを開催		1月
4. 相談事業			
・ 広島市配偶者暴力相談支援センターの運営	広島市配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談に応じるほか、法律相談やカウンセリング、保護命令制度の利用に関する情報提供などを実施		通年
5. 情報収集・提供			
・			
6. 苦情処理			
・			
7. 交流促進			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性の就労環境整備の推進	女性や若者が働きやすい、働きがいのある就労環境の整備を推進するため、中小企業を対象に研修会や無料相談会を開催		7～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ 広島市男女共同参画推進連携会議の開催	事業者顕彰等の本市施策をより効果的に実施するため、男女共同参画の推進に係る実践的な活動を行っている事業者から意見・提言をいただく会議を開催		随時
・ 広島市DV対策関係機関連絡会議の開催	市域のDV対策関係機関等を構成員として、関係機関相互の連携を図り、DV対策についての情報交換及び研究協議等を行う会議を開催		10月
・ DV民間シェルター支援	民間シェルターの運営費補助		
・ 広島市女性団体連絡会議補助	女性団体の活動を支援		
・ 広島市男女共同参画推進センター管理運営	男女共同参画推進センターの管理運営、施設整備		通年
・ 広島市男女共同参画審議会の開催	審議会の運営		随時

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	広島市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	3		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	3 育児:明記した規定はないが、個別事例に応じて対応(これまで事例なし)、その他:なし		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	広島市議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため遅参し、又は欠席しようとするときは、その旨を議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	68	5	7.4	
	市町村防災会議(委員のみ)	66	5	7.6	
	2 民生委員推薦会	5	2	40.0	
	3 国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	
	4 地方社会福祉審議会	20	8	40.0	
	5 土地利用審査会	7	4	57.1	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	23	9	39.1	(広島市障害者施策推進協議会)
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	9	1	11.1	(広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会)
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	332	89	26.8	
	14 精神医療審査会	23	8	34.8	
	15 市町村国民保護協議会	43	4	9.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
	17 感染症診査協議会	10	2	20.0	
	18 市町村都市計画審議会	20	6	30.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	62	21	33.9	(広島市障害支援区分認定等審査会)
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	3	0	0.0	
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
合 計		658	170	25.8	
女性委員0の審議会数		1			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	農業委員会	19	2	10.5	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
合 計		44	13	29.5	
女性委員0の委員会数		0			